

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
11月7日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ……一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ……二

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出 (厚政課) ……一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (厚政課) ……二

○公告

県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) ……二

山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……二

山口都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……三



山口県告示第三百五十六号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名称	所在地	廃止年月日
医療法人おぐらクリニック	宇部市常藤町四番二六号	令和七、五、一一
田村医院	山口市葵一丁目四番七三三〇	八、三一
香津医院	周南市大字須々万本郷三二八の六	〃

安東歯科医院 〃 〃 〃 岩国市麻里布町六丁目四番九号

山口県告示第三百五十七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名称	所在地	指定年月日
田村医院	山口市葵一丁目四番七三三〇	令和七、九、一
よつば呼吸器内科クリニック	防府市大字新田八一四	〃 十、〃
ゆう歯科クリニック	八王子一丁目一〇番一号	〃 〃 〃

山口県告示第三百五十八号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名称及び所在地	変更後	変更前
医療機関名称及び所在地	山口市中河原町二番一四号	山口市中河原町二番一四号
おか整形外科病院	山口市中河原町二番一四号	山口市中河原町二番一四号
二 変更年月日	令和七年四月一日	

医療機関名称及び所在地	変更後	変更前
医療機関名称及び所在地	周南市大字呼坂三九〇	周南市大字呼坂三九〇
きたに薬局熊毛	きたに薬局	きたに薬局
店	周南市大字呼坂三九〇	周南市大字呼坂三九〇

二 変更年月日
令和七年六月一日

一 医療機関の名称及び所在地

名称変更後	所在地後	名称変更前	所在地前
きたに薬局柳井	柳井市柳井五〇三六の三の二	きたに薬局	柳井市柳井五〇三六の三の二

二 変更年月日
令和七年六月一日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

三和ライフケア株式会社
宇部市大字妻崎開作二〇二五の三

名称変更後	所在地後	名称変更前	所在地前
西日本訪問看護ステーションエスコート	宇部市西小串五丁目六番二〇一三	西日本訪問看護ステーションエスコート	宇部市島一丁目七番一三

二 変更年月日
令和七年四月一日

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
合同会社かく

二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地
宇部市末広町六番五四一―号

名称変更後	所在地後	名称変更前	所在地前
訪問看護ステーション結希	山陽小野田市日の出四丁目一三番六号	訪問看護ステーション結希	山陽小野田市大字有帆二五八一

三 変更年月日
令和七年三月一五日

山口県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称 所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 宇部市大字小野八二九八の 育修会	社会福祉法人 宇部市大字小野八二九五の 育修会 ふれあいの家	小規模多機能型居宅介護	令和七、五、一



(二二二) 県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間
県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の写し

三 縦覧の場所
令和七年十一月十日から同年十二月一日まで

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイトを

(二二三) 山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項

に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・四・八 一本松朝倉線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一四) 山口都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画市場三阿知須魚市場

山口都市計画市場四秋穂地区水産物荷捌施設

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

令和七年十一月七日
印刷
発行

発行人
所

山口県知事
山口市